

令和 5 年 5 月 26 日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01356

研究課題名（和文）厳罰化立法の政治学的分析

研究課題名（英文）Political Analysis of Legislation with Harsher Punishment

研究代表者

京 俊介（Kyo, Shunsuke）

中京大学・法学部・教授

研究者番号：80609222

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本の刑事政策における厳罰化を政治学的観点から捉えるものである。先行研究では、近年の日本で他の先進国と同様に厳罰化が生じていることを前提として、「ポピュリズム厳罰化」論による説明が有力視されていたが、その前提や説明には実証的な問題が残されていた。そこで、本研究は、1990～2016年の全制定法から厳罰化の内容を含む立法を抽出し、その立法過程を詳細に追跡するなどの方法を用いて、厳罰化の政治的側面の一部を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

厳罰化立法を含む刑事政策は、社会の人々の安全にとって重要である。にもかかわらず、その形成過程の政治的メカニズムは、従来の研究では各専門分野（たとえば、犯罪社会学、刑事法学、刑事政策学）の狭間であって、どの専門分野の研究者もその重要性は認識しながらも、方法論の限界もあり、積極的に取り組んでこなかった。本研究は、政治学的関心から厳罰化立法に注目し、客観的なデータを用いて実証的に研究することによって、この間隙を埋め、各専門分野の研究者との学際研究を進展させる可能性を拓いた。

研究成果の概要（英文）：This research project focuses on the Japanese criminal justice policy with harsher punishment from the viewpoint of a political scientist. Although previous literature tend to explain harshness of the recent criminal policy in Japan by the "penal populism" theory, empirical problems remain to be solved. The research project shows a political aspect of harsher criminal justice policy by abstracting acts with harsher punishment from all legislation from 1990 to 2016 and by tracing the process of some acts.

研究分野：政治過程論，行政学，公共政策論

キーワード：厳罰化 重罰化 ポピュリズム 立法 刑事政策 刑事立法 犯罪の抑止効果

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初の問いは以下の通りであった。すなわち、近年の日本において、厳罰化は生じているのか。仮に生じているとすれば、それはどのような形で、どのような政治的メカニズムによってか。

厳罰化には、大きく分けて、世論によるもの、司法によるもの、そして、立法によるものがある。本研究では、立法による厳罰化のみに焦点を当てる。世論による厳罰化は、立法による厳罰化に影響を及ぼしうるものではあるが、世論が厳罰化の方向に振れたからといって必ずしも司法や立法による厳罰化が生じるわけではない。犯罪と刑罰を対象とする学問領域においては、近年の先進諸国における厳罰化の傾向を、「ポピュリズム厳罰化 (penal populism)」論の枠組みで捉え、世論の厳罰化と司法・立法による厳罰化を直接的に結びつけて論じる傾向があるが、その政治的メカニズムは必ずしも明らかになっていない。また、司法による厳罰化も重要な研究対象であるが、その前段階には立法がある。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、日本において厳罰化が生じているか否かを体系的に実証するとともに、仮に生じているとすればどのような形で、どのような政治的メカニズムによって生じているのかを明らかにすることを目的とした。ここには2点の学術的独自性と創造性があると考えられた。

第1に、先行研究で所与の事実として扱われている厳罰化を実証的観点から問い直すという点である。刑事政策学等の文脈においては、上述したように、日本において立法による厳罰化が生じていることが所与の事実であるかのように扱われている。これに対し本研究では、その前提を疑い、それを実証的に把握し直す。

第2に、刑事政策の形成過程について政治学の観点から分析することである。この政策領域については、従来、政治学的な研究が不足していた。本研究は、刑事政策の研究に対して影響を与え、かつ、将来的には本研究を基礎として刑事政策学と政治学の学際的な共同研究にも発展する可能性が高いことが、研究開始当初から見込まれた。

3. 研究の方法

本研究は、コロナ禍の影響によって当初の計画から部分的な変更を余儀なくされながら、以下の4つの方法を用いて進められた。

厳罰化に焦点を当てたデータの構築。近年の日本の全立法を対象として、立法による厳罰化に焦点を当てたデータセットを構築した。

立法による厳罰化の量的分析。で構築したデータを用いた量的分析を行った。

立法の厳罰化の効果、正当性およびその限界を明らかにするための文献と統計データの幅広い検討。立法の厳罰化について理論的に正当化できる範囲および根拠とその限界を探るため、幅広く文献研究を行った。また、厳罰化の内容を含む立法についての立法担当官解説記事を収集し、その中で厳罰化の正当化理由として「抑止効果」を掲げている事例に注目した。

立法による厳罰化をめぐる政治過程の質的分析。～ の分析結果を踏まえ、立法過程の詳細を分析すべき事例を抽出し、その過程を追跡する質的分析を行った。

4. 研究成果

本研究の成果は、以下の4点にまとめられる。

(1) 厳罰化政策の正当化理由

本研究は、立法の厳罰化を前提として、論理的にあり得る3つの正当化理由が成立する範囲と限界について、主として文献レビューを行い、必要に応じて政府等による統計を利用することによって検討した。3つの正当化理由とは、以下の通りである。すなわち、第1に、厳罰化政策が民意を反映した政治的帰結であるというものである。第2に、厳罰化政策により犯罪が抑止されるという政策論的で実利的なものである。第3に、現行の刑罰は犯罪者が受けるべき報いとして十分でないために、適切な報いとなるよう刑罰の水準を引き上げるというものである。

検討の結果として、以下のことが明らかになった。すなわち、立法の厳罰化は、それが全て厳罰化を求める民意を直接的に反映したものと単純に結論付けることはできない。また、犯罪の抑止策として有効であるといった、政策論として客観的な説得力を持つわけでもない。犯罪行為に対する報いとして現状の刑罰が不十分であるといった正当化理由にも、それが民意であるという以上の積極的な根拠はない。

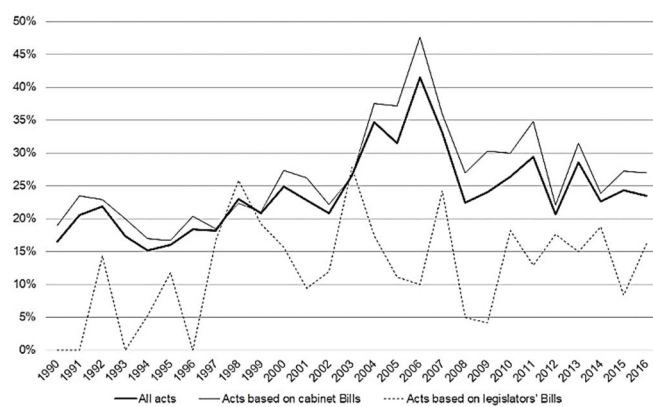
この検討から、1990年代以降の日本の厳罰化政策についてのこれまでの理解を再検討する必要性が浮かび上がった。日本の厳罰化政策は、世界的に生じている厳罰化という現象の一部として位置付けられ、それはしばしば「ポピュリズム厳罰化」論の観点から理解されている。しかし、人々の体感不安への対応という観点から正当化できる立法の厳罰化の範囲には限界がある。また、厳罰化政策を政策論的な観点から正当化する言説は多々見られるが、少なくとも日本では厳

罰化で対応すべき治安の悪化という状況は客観的には見られず、そもそも厳罰化で犯罪が抑止できるという実証的根拠は極めて不十分である。

(2) 厳罰化立法の量的側面

本研究は、1990～2016年の全制定法律(N=3427)の全文を確認し、厳罰化の内容を含む規定を1つでも含むものを厳罰化立法と定義し、910件の厳罰化立法があることを明らかにした。全立法、閣法、および議員立法、それぞれの種類の全体の法律数に占める厳罰化立法の割合についての時系列的な推移は、右のグラフの通りである(Kyo 2022: 90, Fig. 1)。

本研究は、各立法の提出担当官庁や国会での議決状況などのデータを調査し、主に以下の3つの知見を明らかにした。すなわち、第1に、先行研究では立法の厳罰化が進行したのは1990年代後半であると主張されていたが、量的には2000年代半ばに進行したと言える。第2に、先行研究では法務省官僚と検察官が立法の厳罰化を押し進めたと主張されていたが、立法の厳罰化が量的に増えていた2000年代半ばには他の時期とは異なる傾向が見られ、多様な官庁が厳罰化の内容を含む法案を提出していた。第3に、「ポピュリズム厳罰化」論に基づいて考えると、厳罰化立法は政党間対立を回避する傾向があると考えられるが、データの比較からはそのような傾向は見られなかった。



(3) 厳罰化立法の正当化理由としての「抑止効果」への言及

本研究は、厳罰化立法と、政策担当者によるそれに対する「抑止効果(deterrent effect)」に基づく正当化との関係を検討した。罰を強化すれば犯罪行為を未然に防止できる「抑止効果」を得られるという想定は、一般大衆だけでなく政策担当者の中でもいわば「常識」として定着していると考えられる。この「常識」の存在を背景として、本研究は、まず、厳罰化と抑止効果に関する先行研究を概観してその有効性の範囲を明らかにし、その上で、厳罰化立法についての立法担当官解説を体系的に収集・分類し、抑止効果を厳罰化の正当化理由の一部としている立法事例の特徴を明らかにした。その結果得られた結論は以下の通りである。すなわち、抑止効果を厳罰化の正当化理由としている事例の割合は、多く見積もっても厳罰化立法全体の4分の1程度であり、割合は大きくはない。ただし、その中の半数近い事例においては、根拠が曖昧なまま、本来は抑止効果を左右する重要な要因であるはずの、逮捕確率や潜在的犯罪者の性質への考慮がないまま、厳罰化により抑止効果が強化されることを当然のように述べるものが見られる。

(4) 厳罰化立法事例の政治過程についての分析

本研究は、閣法による厳罰化立法の事例のうち、(3)で抽出した、立法担当官が抑止効果を正当化の理由としてあげている27事例の立法過程を追跡し、事例の比較分析を行った。その結果得られた結論は以下の通りである。すなわち、抑止効果の向上を正当化理由とする厳罰化立法の過程においては、本来は抑止効果の向上のために必要な潜在的犯罪者の意思決定を想定した検討がほとんどなされておらず、それを示す実証的証拠も提示されていない。さらには、罰則の弱さよりも逮捕されて罰を受ける確率の低さが抑止効果の不十分さの原因になっているという疑いが指摘される場合もある。にもかかわらず、主として官僚制によって厳罰化立法が提案され、ごくわずかな例外を除き、立法過程で厳罰化そのものに反対するアクターは存在しない。

この結論に基づいて、以下の3点が指摘できる。第1に、上述の分析が対象とした厳罰化立法の多くはメディアの注目を集めた事例ではないため、近年の日本における立法の厳罰化への傾向を説明するときに有力とされてきた「ポピュリズム厳罰化」論の説明力は限定的である。第2に、厳罰化立法の正当化理由としての「抑止効果」論は、実証的な根拠や詳細な検討がないまま用いられ、その点について疑いが向けられることは少なく、立法過程における強固な「常識」として定着している。第3に、厳罰化に反対するアクターの少なさである。上述の分析が対象とした事例では、日弁連が反対した2例を除き、厳罰化そのものに反対するアクターは確認できなかった。

<引用文献>

Kyo, Shunsuke (2022) "A Quantitative Analysis of Legislation with Harsher Punishment in Japan," *Asian Journal of Law and Society*, 9(1): 81-107 (First Published Online, Oct. 01, 2021).

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 京俊介	4. 巻 55巻合併号
2. 論文標題 厳罰化政策は正当化されるのか？ 立法の厳罰化の意義，犯罪抑止効果とその限界	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中京法学	6. 最初と最後の頁 37-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Kyo, Shunsuke	4. 巻 9(1)
2. 論文標題 A Quantitative Analysis of Legislation with Harsher Punishment in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Asian Journal of Law & Society	6. 最初と最後の頁 81-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/als.2020.55	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 京俊介	4. 巻 47
2. 論文標題 政策担当者による厳罰化立法の正当化理由の分析：「抑止効果」への言及に注目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 107-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 京俊介	4. 巻 57巻3・4号
2. 論文標題 厳罰化はどのように進むのか？ 正当化理由としての「抑止効果」に注目した刑事立法の比較事例分析	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中京法学	6. 最初と最後の頁 1-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Kyo, Shunsuke
2. 発表標題 Legislation with Harsher Punishment in Japan and Policy-makers' Expectations of its Deterrent Effect
3. 学会等名 EUROCRIM 2021 - The 21st Annual Conference of the European Society of Criminology (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 京俊介
2. 発表標題 厳罰化立法と『抑止効果』言説
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第48回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Kyo, Shunsuke
2. 発表標題 A Quantitative Analysis of Legislation with Harsher Punishment in Japan
3. 学会等名 Asian Criminological Society 11th Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kyo, Shunsuke
2. 発表標題 A Quantitative Analysis of Legislation with Harsher Punishment in Japan
3. 学会等名 EUROCRIM 2019 - The 19th Annual Conference of the European Society of Criminology (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 京 俊介
2. 発表標題 日本の厳罰化立法はポピュリズムによるものなのか? : 厳罰化立法の量的分析
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第46回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kyo, Shunsuke
2. 発表標題 Penal Populism and the Quantity of Laws with Harsher Punishment in Japan
3. 学会等名 The 2022 ICON-S (International Society of Public Law) Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kyo, Shunsuke
2. 発表標題 Policymakers' Justification for Harsher Punishment: Severer Criminal Justice Policy in Japan as a "Safe Country"
3. 学会等名 EUROCRIM 2022 - The 22nd Annual Conference of the European Society of Criminology (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------